

岩手県警察本部組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第71号

岩手県警察本部組織条例の一部を改正する条例

岩手県警察本部組織条例（昭和29年岩手県条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 警務部</p> <p>ア～チ [略]</p> <p>ツ [略]</p> <p>テ [略]</p> <p>ト [略]</p> <p>(2)～(5) [略]</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 警務部</p> <p>ア～チ [略]</p> <p><u>ツ オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号)第3条第1項に規定する給付金に関すること。</u></p> <p>テ [略]</p> <p>ト [略]</p> <p>ナ [略]</p> <p>(2)～(5) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成20年12月18日から施行する。